

平塚市私立認可保育所整備事業予定者募集要項

1 募集目的

平塚市では、平成27年度からの「子ども・子育て支援新制度」施行に伴い、教育・保育等の量の見込みと確保方策を定めた「平塚市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、待機児童解消に向けた取組を進めており、今後の保育需要を考慮し、認可保育所整備事業予定者を公募するもの。

2 運営開始日

令和8年4月1日

3 応募資格

令和6年4月1日時点で、次の全ての条件を満たすこと。

(1) 次のいずれかの条件を満たす法人

ア 神奈川県内で認可保育所を3年以上運営している法人

イ 神奈川県内で幼稚園を3年以上運営している法人

ウ 神奈川県内で幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園を3年以上運営している法人

エ 神奈川県内で小規模保育事業を3年以上運営している法人

オ 平塚市内で私設保育施設（認可外保育施設）を3年以上運営し、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」を有していること。

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する認可保育所を、児童福祉法及びその他関係法令を遵守して適正に運営できる法人であること。

(3) 平塚市から入札参加資格の停止の措置を受けていないこと。

(4) 納付すべき税を滞納していないこと。

(5) 平塚市暴力団排除条例（平成23年条例第9号）第2条に定める暴力団若しくは暴力団員の統制の下にない、又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有しないこと。

(6) 直近の会計年度において、保育関連事業以外の事業を含む全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと。

4 整備方式

本募集要項で募集する認可保育所は、次の方式とする。

なお、法人自ら不動産を確保すること。

方式：賃貸物件改修方式

既存建物を運営法人が賃借し、改修することにより認可保育所を運営する方式とする。現在建築中の建物及び今後建築予定の建物を賃借し、改修する方式も可とする。

なお、賃貸期間は開所日から10年以上担保されていること。

5 設置場所の条件

(1) 募集数および募集地区

ア 募集数

1 施設程度

※同一法人での申請は1申請までとする。

イ 募集地区

なお、下記の近隣地区の提案であっても、相談に応じる。

原則、平塚駅周辺（八重咲町、代官町、夕陽ヶ丘、松風町、桃浜町、黒部丘、宝町、老松町、八千代町、宮の前、明石町、見附町、天沼、宮松町、浅間町）とする。

(2) 整備予定の敷地※から計測して、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第4条第2項第2号により設置が規制される営業所の敷地※まで、一定の距離にあること。（商業地域は周囲30m以上、それ以外の地域は周囲70m以上）。

※雑居ビルなどの建物の一部を利用している場合は、建物全体に付随する敷地からをいう。

なお、整備予定の敷地から一定の距離内に該当する営業所がある場合でも、営業所から保育所を開設することの同意書（任意様式）が得られた場合は応募可能とする。

(3) 整備予定敷地周辺が認可保育所を運営するにあたり支障のない環境であること。

(4) 災害時の緊急避難等、児童の安全が確保できる建物であること。

(5) 屋外遊戯場を確保できない場合は、近くに代替えとなる公園（徒歩10分程度）があること。

6 施設の条件

次の全ての条件を満たすこと。

(1) 次の法令等の基準を満たすこと。

ア 児童福祉法

イ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「設備運営基準」という。）

ウ 神奈川県の子童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第5号。以下「最低基準条例」という。）

エ 神奈川県の子童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年神奈川県規則第12号。以下「最低基準条例施行規則」という。）

オ 神奈川県の保育所設置認可に係る審査基準

カ その他関係法令

(2) 神奈川県の保育所設置認可に係る行政指導指針を満たすよう努めること。ただし、遵守しているかどうかについて、選考の際の評価対象となるため留意すること。

また、社会福祉法人及び学校法人以外の者は、行政指導指針第3条については、児童福祉法第35条第5項第1号から3号に規定する経済的基礎等の基準となるため、遵

守すること。

- (3) 賃借する建物が建築基準法（昭和25年法律第201号）の新耐震基準（昭和56年6月1日施行）を満たしていること。

賃借する建物が昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて着工している場合は、耐震調査を実施し問題が無いもの（ I_s 値0.6以上、又は I_w 値1.0以上）、又は耐震補強済みのものとする。

- (4) 建築基準法、消防法（昭和23年法律第186号）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例（平成7年条例第7号）、その他関係法令の要件を遵守していること。（検査済証又は「建築確認台帳の記載事項証明」を添付すること。）

※検査済証がない場合：「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン（平成26年7月2日 国住指第1137号）」に則った指定確認検査機関による適合状況調査の結果、適法に施工済みであることが確認できる書類を添付すること。

- (5) 保育中の事故防止、事後の検証等のために、乳幼児を保育する部屋（保育室、遊戯室など）及び園庭に、死角がないように記録用カメラを設置すること。（録画機能は1週間以上映像を保存できることを推奨する。）

7 運営の条件

- (1) 定員規模

原則として60名以上

- (2) 年齢別定員

1, 2歳児に待機児童が多い状況を踏まえ、「持ち上がり」以外の1～3歳児の入所枠を多く設けられるような定員設定を検討すること。なお、0歳児定員を設けない提案も可能とする。

また、2, 3歳児の定員の差を8名以上確保し、近隣の小規模保育事業所（開設予定を含む）の連携施設となることが望ましい。

- (3) 入所受入児童

生後6か月から小学校就学前の児童とする。

※生後6か月以前からの受入れ（例：生後57日目から等）の提案は可能とする。

- (4) 職員配置

次の配置基準を満たすこと。

なお、神奈川県で制定する補助金交付要綱及び「平塚市保育所運営費等補助金交付要綱」等に定める補助金を受ける場合は、当該補助金で定める配置基準も満たすこと。

ア 設備運営基準

イ 最低基準条例

ウ 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和3年内閣府告示第14号）

エ 特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について（令和元年府子本第536号・元文科初第791号・子発0930第1号通知）

オ 施設長及び主任保育士は必ず設置し、施設長については、原則保育士資格を有する者が望ましいが、保育士資格を有さない者を施設長候補者にする場合は、最低基準規則第2条に定める要件を満たすよう努めること。また、主任保育士は保育計画の立案等の主任業務に専任させるため、主任保育士専任加算の要件を満たすこと。

カ 調理員を除き、保育所における勤務経験を5年以上有する者が全体の3分の1以上で、保育所勤務経験がない者は全体の4分の1以下とし、また、保育士（主任保育士を含む。）のうち、最低1名は10年以上の保育経験を有する者とするよう努めること。

（5）開所時間

月曜日から土曜日の午前7時から午後6時まで。保育標準時間認定に係る延長保育は月曜日から金曜日の午後6時から午後7時までを基本とするが、午後7時以降の提案も可能とする。

なお、土曜日の延長保育を実施しない等の予定がある場合は、その旨を事業計画書に明記すること。

（6）休所日

日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日、12月30日、12月31日、1月2日及び1月3日を基本とする。

なお、休日保育の提案は可能とする。

（7）給食

自園調理方式により提供すること。また、3歳児クラスから5歳児クラスに在籍する園児に対して主食の提供をすること。

なお、「保育所における調理業務の委託について」（平成10年2月18日児発86号通知）を遵守する場合は調理業務を委託することができる。

（8）送迎車両の停車スペース等の確保

近隣地域と交通問題を生じさせないよう対策を講じること。また、普通自動車や自転車で送迎することができるよう、駐車スペース及び駐輪スペースの確保に努めること。

（9）本募集における整備事業予定者として決定した後は、速やかに近隣住民（特に隣接する住民）に説明を行い、近隣住民との良好な関係を確保すること。その際、近隣住民から要望等があった場合は、整備事業予定者の責任において、誠意を持って対応をすること。

なお、本市から指示があった場合は、戸別訪問または全体説明会、あるいはその両方を行い、単にポスティング等での説明に留めないこと。また、説明の経過を保管しておくこと。

（10）嘱託医及び嘱託歯科医を置くこと。

（11）調理員用便所、沐浴室及び医務スペースを確保すること。

（12）遊戯室等共用スペースの確保に努めること。

（13）障がい児保育を必ず実施し、育児相談等の療育支援に取り組むように努めること。

- (14) この施設整備に合わせて、整備事業予定者が現在運営している既存の保育所等を廃止しないこと。

8 施設整備及び運営の補助金

(1) 施設整備の補助金（予定）

賃貸物件等による保育所の設置及び改修等に要する費用については、国又は県の補助金交付要綱に基づき対象経費に対して4分の3を乗じて得た額（定員60名以上の場合は上限額51,601千円、定員60名未満の場合は上限28,668千円）を補助する。

なお、施設整備の施工業者決定にあたっては、平塚市の入札制度に準じること。施設整備の工事は令和7年度中に着手し、令和7年度中に完了すること。（原則、繰越しはできない。また、申請時の額を上限とする。）

(2) 賃借料の補助金（予定）

開設前の改修期間の賃借料の一部は前記（1）に含めて補助する。運営開始後の賃借料は、告示による公定価格の賃借料加算により建物の賃借料について補助する。

(3) 運営費（予定）

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）及び関係法令等に基づき、運営に係る費用を支払う。

9 手続きの流れ

(1) 事前相談【必須】

計画地が本募集要項の条件に合うかどうか確認するため、申請の前に必ず事前相談すること。（事前相談がない場合は次の（2）の質疑及び（3）の申請は受付しない。）

※事前相談の日時は、前日までに電話で保育課に連絡の上予約すること。

ア 事前相談期間 令和6年12月23日（月）から令和7年2月20日（木）まで
午前8時30分から午後4時30分まで（土日休日除く）

イ 連絡先 平塚市健康・こども部 保育課 運営整備担当
電話 0463-21-8555

ウ 提出書類 事前相談依頼書、現地案内図、現地写真、土地・建物の登記全部事項証明書（公図・地籍測量図含む）の写し、既存運営施設の概要がわかる資料、法人の概要がわかる資料

(2) 質疑・回答

本募集要項への質問を次のとおり受付する。

なお、質問を提出できる者は、事前相談のあった法人とする。

ア 受付期間 令和6年12月23日（月）から令和7年2月20日（木）まで
午前8時30分から午後4時30分まで（土日休日除く）

イ 質問方法 第7号様式「質問書」にて電子メール又は持参、郵便（必着）によるもののみ受付する。

なお、電話及び口頭での質問は受付しない。

メールの件名には、「公募に関する質問」と記載すること。これらの記載がない質問には回答しない。

(メールアドレス：h-unei@city.hiratsuka.kanagawa.jp)

ウ 回答方法 受付した質問の回答は、令和7年2月25日(火)までに市ホームページ上に掲載する。

(3) 申請

申込書類は次のとおり受付ける。書類の確認をするため郵送での申請は受けけない。提出の日時は前日までに電話で保育課に連絡の上、予約すること。

また、受付日時を過ぎてからの提出、追加書類の提出や計画変更(図面変更や管理者など保育体制の変更)は、こちらから求めた場合を除き、認めない。

ア 受付場所 平塚市健康・こども部 保育課 運営整備担当(本館1階101窓口)

イ 受付日時 令和6年12月23日(月)から令和7年2月28日(金)まで
午前8時30分から午後4時30分まで(土日休日除く)

ウ 提出書類

項目	提出書類	様式
(表紙)	提出書類一覧表	
(ア)	申請書	第1号様式
(イ)	法人の概要が分かるもの (履歴事項全部証明書(提出日直前3か月以内に発行されたもの)、定款及びパンフレット)	
(ウ)	事業計画書 (保育所保育指針(平成29年度厚生労働省告示第117号)に基づく <u>全体的な計画、年間指導計画、管理者予定者履歴書、近隣説明資料、近隣説明状況が分かる図面を添付</u>)	第2号様式
(エ)	設置予定場所の案内図・配置図・平面図 (案内図は、園庭代替地の位置を記載(園庭がある場合を除く)。配置図は、駐車場・駐輪スペース・ベビーカースペース・園庭・プールのスペースが有る場合はそれらの位置を記載。平面図は、保育所内の諸室配置及び保育室の面積(壁芯面積及び有効面積)を記載。) ※配置図・平面図作成にあたっては、現地を十分に確認し、計画に変更が生じないように留意すること。また、乳幼児を保育する部屋及び園庭については、記録用カメラの設置場所が分かるように記載をすること。	
(オ)	土地・建物の全部事項証明書 (公図・地積測量図含む)	正本のみ原本

(カ)	整備予定場所の現況写真 (正本・副本ともにカラー写真)	
(キ)	整備スケジュール (様式任意。入札時期、開発許可・開発工事、建築確認、建築工事などの期間がわかるよう記載。) ※整備運営予定者決定後、整備スケジュールに変更が生じた場合は、随時報告すること。 なお開所年月日の変更は認めない。	
(ク)	賃借物件の概要が分かるもの (重要事項説明書等)	
(ケ)	新耐震基準の適合状況が分かるもの(既存建物のみ) (検査済証又は「建築確認台帳の記載事項証明」) 昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて着工している場合は耐震診断結果がわかるもの	
(コ)	選定された場合に確実に賃借できることを証明するもの(覚書、誓約書等) ※所有者との仮契約書など。契約の相手方が所有権取得予定者の場合は、相手方が確実に所有権を取得できることを証明するのを含む。 ※賃借期間と賃借料の月額を明記すること。	任意(賃借期間と賃借料の月額を明記)
(サ)	資金計画書 (借入金の償還計画表、残高証明書を添付)	第3号様式
(シ)	収支予算書(開所後3年度分) ※内閣府ホームページに掲載されている公定価格の試算ソフトを参考に試算すること。 (https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/jigyousya.html)	第4号様式
(ス)	法人決算書(直近3年分)	
(セ)	納税証明書の写し (国、都道府県、市町村へ納付すべき税の未納がないことを証明するもの) (国税の場合:納税証明書その3の3) (都道府県・市町村の場合:納税証明書など) ※不明な場合は税務署等で確認すること。	
(ソ)	既設保育園等の概要 ※認可保育所、認定こども園、小規模保育事業のいずれかを運営している場合	第5号様式
	既設幼稚園の概要 ※幼稚園のみを運営している場合	第6号様式

(タ)	既設保育園等又は既設幼稚園の決算書（直近1年分）	
(チ)	既設保育園等又は既設幼稚園の直近の所管官庁監査結果の写し（直近1回分） ※指摘事項がある場合は、その後の改善状況等を確認するため、改善報告書類を添付すること。	

※（ソ）～（チ）については、市が事前相談時に指定する施設について提出すること。

※申請書類の様式は、平塚市ホームページからダウンロード可

※上記（ア）～（チ）の他に、市長が必要と認める書類の追加提出を求める場合がある。

エ 提出方法

（ア）紙媒体

正本1部及び副本6部を 9（3）ア に掲げる窓口に提出すること。提出方法は、1部ずつA4のフラットファイル等に綴り、（ア）から（チ）のインデックスを貼付した上で、申請書及び添付書類について説明ができる者が持参すること。（提出時に書類の確認をするため。）

※副本は申請者が特定できるような表記（法人名、法人所在地、施設名、個人名等）を「■■■」と置き換えるか、修正テープ等でマスキングしたものをコピーし、提出すること。

（イ）電子媒体

上記 9（3）ウ の書類のうち（ウ）、（サ）、（シ）及び（ソ）について、**拡張子を変えず**に9（2）イ 記載のメールアドレスに送付すること。

※申請者が特定できるような表記（法人名、法人所在地、施設名、個人名等）は、「■■■」と置き換え、表示すること。

10 整備事業予定者の選考と決定

整備事業予定者は、私立認可保育所等整備事業者審査選考委員会の選考を経て平塚市長が決定する。選考は1次審査（書類審査）、2次審査（ヒアリング審査）の2段階で審査する。選考の流れは次のとおりとする。

なお、応募があった場合でも審査の結果により整備事業予定者を決定しないことがある。

（1）1次審査（書類審査）

事業者から提出された申請書類の審査を実施する。申請書類の内容が応募資格、または応募の条件を満たしていない場合は、書類審査は実施せず、応募資格なしとする。

応募資格を満たす事業者が3者以下の場合は、全ての事業者を2次審査の対象とする。応募資格を満たす事業者が4者以上の場合には、1次審査の採点が上位となる3者程度を2次審査の対象に選考する。

1次審査の結果は、令和7年3月末日までに全応募事業者に通知を発送する。

(2) 2次審査（ヒアリング審査）

1次審査で選考された事業者に2次審査（ヒアリング審査）を実施する。

2次審査日は、令和7年4月中旬を予定する。詳細は、対象事業者に別途通知する。

原則として1次審査及び2次審査のそれぞれで得た採点の合計が最高点である事業者を整備事業予定者に決定する。

(3) 評価項目

1次審査（書類審査）及び2次審査（ヒアリング審査）は、次の評価項目に基づき審査・選考を行う。

なお、選考委員会は非公開とする。

（選考の評価項目）

- ・法人の運営状況、新たに整備する保育所の資金計画及び保育計画に係る考え方
（理事会の審議状況、保育所整備運営に関する資金計画、施設運営の適正度、保育理念、保育所整備・保育内容に関する基本的計画、特別保育事業、障がい児への対応）
- ・児童の安全、衛生等に係る考え方
（防災・防犯・安全管理対策、衛生管理）
- ・食育、給食に係る考え方
（食育への取組、給食・離乳食提供、食物アレルギー児への対応）
- ・職員の確保と資質向上に関する考え方
（雇用状況、採用計画、配置計画、研修計画）
- ・個人情報保護に係る考え方
- ・苦情解決に係る考え方
- ・専門機関・地域との連携に係る考え方
- ・実習生等の受入れに係る考え方
- ・その他提案事項

(3) 結果

選考結果については、令和7年4月末頃に全ての申請者に文書にて通知する。

(4) 申請書類の公開

平塚市情報公開条例（平成14年条例第24号）における行政文書になることから、同条例に基づく情報公開請求等により公開される場合がある。

ただし、法人の正当な利益を害すると判断されたものは公開の対象とはならない。

11 スケジュール（想定）

開所までのスケジュール概要はそれぞれ次のとおりとする。

なお、スケジュールは変更する場合がある。

令和6年度	12月23日	事前相談・質問・申請受付開始
	2月20日	事前相談・質問受付終了
	2月25日	質問に対する回答掲載
	2月28日	申請受付終了
	3月末頃	1次審査結果通知発送
令和7年度	4月中旬頃	2次審査（ヒアリング）、選考
	4月末頃	2次審査結果通知発送
	5月以降	県事前相談
	5月上旬	県に事前協議書提出
	7月	神奈川県児童福祉審議会（事前協議）
	10月	施設整備工事入札・着工、補助金申請・決定
	2～3月頃	神奈川県児童福祉審議会（認可申請）
	3月	竣工、神奈川県現地確認、開設準備
令和8年度	4月1日	開所

12 その他

- （1）提出書類は理由の如何を問わず返却しない。
- （2）必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合がある。
- （3）応募に関して必要となる費用は申請者の負担とする。
- （4）申請者の提出書類の著作権は、それぞれ作成した申請者に帰属する。
 なお、選考結果及び提案内容等を公表する場合、その他市が必要と認めるときには、無償で提出書類の一部を使用できるものとする。
- （5）施設整備及び賃借料の補助金については、国県の補助金を活用するため、当該補助金の交付決定が受けられない場合は事業を中止する場合がある。
- （6）整備事業予定者決定後に、申請内容に虚偽の内容が含まれていることが明らかになった場合又は申請内容どおりの履行がされない場合又はその履行が明らかに困難な場合は、選考結果を取り消す場合がある。また、提案した計画地での事業ができないこととなった場合は選考を取り消す。
- （7）平塚市内で幼稚園、認可保育所、認定こども園を運営している者が応募する場合は、本募集の認可保育所の開設により運営中の当該施設の定員を減らさないこと。
- （8）保育の安定性の面から、施設長候補者については、やむを得ない事情を除き、整備事業予定者として選定された日から開園後3年まで異動は行わないこと。ただし、市との協議が整う場合については、この限りではない。
- （9）本募集要項に記載されている法令や通知等が改正・変更された場合は、改正・変更後の内容を優先して適用するものとする。

- (10) その他、関係法令等を遵守するとともに、この募集要項に定めのない事項は、その都度、整備事業予定者と市で協議のうえ、定める。

13 問合せ先

平塚市健康・こども部保育課 運営整備担当

電話 0463-21-8555（直通）

FAX 0463-21-9738

E-Mail h-unei@city.hiratsuka.kanagawa.jp